

議案第98号

埼玉県道路公社の新見沼大橋有料道路の料金の一部の変更の同意について
道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第10条第4項の規定により、埼玉県道路公社が別紙のとおり新見沼大橋有料道路の料金の一部を変更することについて、同法第16条第1項及び第2項の規定により同意することの議決を求める。

令和元年6月5日提出

さいたま市長 清水 勇 人

(別紙)

新見沼大橋有料道路

(変更前)

(通行1台1回につき単位：円)

車種	普通車	大型車（Ⅰ）	大型車（Ⅱ）	軽自動車等	軽車両等
料金の額	150	260	580	100	20

(変更後)

(通行1台1回につき単位：円)

車種	普通車	大型車（Ⅰ）	大型車（Ⅱ）	軽自動車等	軽車両等
料金の額	150	270	590	100	20